



金沢市公報

号外第8号の12

平成18年(2006年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
公営企業管理規程		企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程 (") 7
金沢市における水道水源の保全に関する条例施行規程 (企業総務課)	1	金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (") 9
金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (")	3	金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 (") 10
金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (")	4	公営企業訓令甲
金沢市企業局職員就業規則及び金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (")	5	金沢市企業局巡視規程及び金沢市企業局浄水場宿直勤務規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 10
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (")	5	

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市における水道水源の保全に関する条例施行規程をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市における水道水源の保全に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢市における水道水源の保全に関する条例(平成18年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(水道水源保全区域の指定の案の縦覧等)

第3条 管理者は、水道水源保全区域(以下「保全区域」という。)の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該保全区域の指定の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該保全区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、管理者に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、保全区域の指定の解除の案又はその区域の変更の案を作成した場合について準用する。

(保全区域内の行為に関する届出)

第4条 条例第7条第1項の規定による届出は、水道水源保全区域内行為の届出書(別記様式)に、別表に掲げる図面等を添付して行うものとする。

(適用除外)

第5条 条例第7条第2項第2号に規定する管理者が定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 水道水源の水質の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの

ア 屋外における水栓の設置及び改造

イ し尿等を貯留する設備のついた簡易便所の設置

ウ 給排水設備の変更を伴わない建築物その他の工作物の改築、増築又は大規模な修繕若しくは模様替え

エ 面積が500平方メートル以下の土地の形質の変更

オ 既存の建築物その他の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他管理者が届出を要しないと認めた行為

(審議会の会議等)

第6条 金沢市水道水源保全審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 条例第4章及び前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
生活排水又は事業排水の発生原因となる建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転、除却又は大規模な修繕若しくは模様替え	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線及び建築物その他の工作物の位置
	平面図	生活排水又は事業排水の系統を明らかにする書面
	構造図	生活排水又は事業排水の処理設備の構造及び処理能力を明らかにする書面
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	行為地の境界線、切土、盛土及び主要構造物の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面(のり高、切土、盛土及び主要構造物の表示)並びに主要構造物の断面
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること

別記様式(第4条関係)

水道水源保全区域内行為の届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市公営企業管理者

届出者 住所

氏名

印

金沢市における水道水源の保全に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	金沢市	番地		
行為地の地目		地積		m ²
行為の目的				
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
土地所有者の住所及び氏名				
工事施工者の住所及び氏名				
行為の種類	1	建築物の その他の工作物の	新築 改築 増築 移転 除却 大規模な修繕 大規模な模様替え	

	土地の形質の変更
生活排水の処理の方法 2	し尿 () 雑排水 ()
事業排水の処理の方法 3	

備考

- 1 法人にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1の欄は、該当するものの前の しを記入してください。
- 3 2又は 3の欄は、該当する欄のみ記入してください。

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成13年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「検査員室」を「技術指導室」に、	「 ガス課 上水・発電課 浄水センター 発電管理センター 水処理課 西部水質管理センター 臨海水質管理センター 」	を	「 ガス課 上水・発電課 発電管理センター 水処理課 西部水質管理センター 臨海水質管理センター 」	に改
---------------------------	---	---	---	----

め、同条第4項中「、部に次長等」を削る。

第3条の表中「検査員室」を「技術指導室」に改める。

第4条の表お客さまサービス課の項中

「	3 ガス及び水道の供給相談並びに下水道の接続相談に関する事項	」を
「	3 ガス及び水道の供給相談並びに下水道の接続相談及び普及促進に関する事項	」に

改め、同表営業開発課の項中

「	8 水道の需用開発及び下水道の普及促進に関する事項	」を
「	8 水道の需用開発に関する事項	」に

改める。

第6条の表上水・発電課の項を次のように改める。

上水・発電課	1 浄水場施設の建設及び改良に関する事項 2 配水調整及び県水受水に関する事項 3 浄水場施設及び配水場施設の運転及び維持管理に関する事項 4 浄水処理に関する事項 5 導水施設の維持管理に関する事項 6 原水、浄水、配給水等の水質検査に関する事項
--------	---

	7 かんがい用水の補給に関する事項 8 水処理技術の調査及び研究に関する事項 9 工業用水道事業に関する事項 10 水力発電の調査及び研究に関する事項 11 電気の卸供給に関する事項 12 発電事業及び水道事業に係る水資源の総合運用に関する事項
発電管理センター	1 発電施設の建設及び改良に関する事項 2 発電施設の運転及び維持管理に関する事項

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「浄水センター所長」を削り、同表契約イの表中

「 2 物品の購入 （交際費、事務 連絡費及び食糧 費に係る物品並 びに単価契約に より購入する物 品を除く。） 」	を	「 2 物品の購入 （交際費、事務 連絡費及び食糧 費に係る物品並 びに単価契約に より購入する物 品を除く。）及 び印刷物の製造 （単価契約によ り製造する印刷 物を除く。） 」	に、	「 建物等の維持管理 の業務（特定随意 契約業務に限る。） 」	を	「 建物等の維持管理 の業務（特定随意 契約業務に限る。） 及び樹木等の維持 管理の業務 」	に、
--	---	--	----	---	---	--	----

「 9 単価 契約 」	単価契約に より購入す る物品	基本契約（変更を含む。）の方法等の 決定伺				を
		基本契約（変更を含む。）の締結伺				
		契約の方法等の決定伺及び締結伺（燃 料、薬品及びガス器具を除く物品の購 入）				
		契約の方法等の決定伺及び締結伺（燃 料、薬品及びガス器具の購入）				

「 9 単価 契約 」	単価契約に よる物品の 購入及び印 刷物の製造	基本契約（変更を含む。）の方法等の 決定伺				に
		基本契約（変更を含む。）の締結伺				
		契約の方法等の決定伺及び締結伺				

改め、同イの表の備考第2項中「建物の維持管理の業務」の次に「樹木等の維持管理の業務」を加える。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員就業規則及び金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局職員就業規則及び金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

(金沢市企業局職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中	「上水・発電課(浄水センター及び発電管理センターを除く。)に勤務する職員」 浄水センター又は発電管理センターに勤務する職員	を	「上水・発電課(発電管理センターを除く。)に勤務する職員」 発電管理センターに勤務する職員	に改める。
-------	--	---	--	-------

(金沢市企業局会計規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局会計規程(昭和55年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第8中 「検査員室の職員」を「技術指導室の職員」に改める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条の表を次のように改める。

給 料 表	職 員	加 算 割 合
技能労務職給料表	職務の級6級及び5級の職員	100分の10
	職務の級4級及び3級の職員(管理者が定める職員に限る。)	100分の5

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項中「受益者負担金等徴収手当」、「集金手当」及び「遠隔地等手当、汚物処分手当」を削り、「及び熱量変更作業手当」を「及びガス需要開拓手当」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 変則勤務手当は、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

第7条第1項第7号を次のように改める。

(7) 料金等徴収手当は、次に掲げる職員に支給する。

- ア ガス料金、水道料金、下水道使用料等の滞納徴収の業務に従事する職員
- イ 受益者負担金等の滞納徴収の業務に従事する職員
- ウ 現場における集金業務に従事する職員

第7条第1項第8号及び第9号を削り、同項第10号中「。以下この条において「ガス供給条例」という。」を削り、同号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とし、同項第12号中「職員に対して」を「職員に」に、「従事する」を「従事した」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号中「従事する」を「従事した」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 下水処理手当は、水処理課に所属する職員のうち、次に掲げる職員に支給する。

ア 下水の処理等の作業に従事する職員

イ 下水道ポンプ場においてその業務に従事した技能労務職員

第7条第1項中第14号から第16号までを削り、第17号を第13号とし、同項第18号中「職員に対して」を「職員」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第19号を第15号とし、第20号を第16号とし、第21号を削り、同項に次の1号を加える。

(17) ガス需要開拓手当は、営業開発課に所属する職員で、庁外においてガス需要開拓業務に従事したものに支給する。

第7条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第13条中「調整手当」を「地域手当」に改め、「業務手当の月額」を削り、「もの」を「ものから管理者が定める時間を減じたもの」に改める。

第15条中「業務手当、特殊勤務手当」を「特殊勤務手当」に改める。

別表第1中

課長 料金センター所長 浄水センター所長
担当課長 担当所長 室長

を

課長
担当課長 所長 室長

に改める。

別表第2 変則勤務手当の項を次のように改める。

変則勤務手当	港エネルギーセンターにおいてその業務に従事する者で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる勤務(以下「深夜勤務」という。)に従事したもの	勤務1回につき 1,650円	この項に規定する者(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)が勤務の交替に伴う通勤を行う場合において、交通機関を利用できないとき(当該通勤のため市の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合(料金等の全部又は一部を市が負担するタクシー等を利用する場合を含む。)以外の場合に限る。)は、その者に対し、その項に定める額に勤務1回につき、通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の者にあつては380円、通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の者にあつては760円、通勤距離が片道10キロメートル以上の者にあつては1,140円をそれぞれ加算した額とする。
	上水・発電課(発電管理センターを除く。)において勤務に従事する者で、深夜勤務に従事したもの	勤務1回につき 1,650円	
	熱量変更支援室において勤務に従事する者で、深夜勤務に従事したもの	勤務1回につき 6,100円	

別表第2 受益者負担金等徴収手当の項を削り、同表料金等徴収手当の項を次のように改める。

料金等徴収手当	常時ガス料金、水道料金、下水道使用料等の滞納徴収に従事する者	勤務1月につき 7,900円
	ガス料金、水道料金、下水道使用料等の滞納徴収に従事する者で、前記以外のもの	1日につき 390円
	受益者負担金等の滞納徴収に従事する者	1日につき230円

現場における集金業務に従事する者	1日につき 170円
------------------	---------------

別表第2集金手当の項、遠隔地等手当の項及び汚物処分手当の項を削り、同表下水処理手当の項を次のように改める。

下水処理手当	水処理課に所属する職員（技能労務職員を除く。）で、下水の処理等の作業に従事するもの	勤務1月につき 2,500円
	水処理課に所属する技能労務職員で、下水の処理等の作業に従事するもの	1日につき 470円
	下水道ポンプ場においてその業務に従事した者	1日につき 170円

別表第2中 「熱量変更作業手当」 1日につき
1,000円 を

「ガス需要開拓手当」 1日につき300円 に改める。

様式第2号中「業務手当、特殊勤務手当」を「特殊勤務手当」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年条例第36号）附則第2項の規定に基づき支給する業務手当の額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 平成18年4月から平成19年3月まで 7,200円
 - (2) 平成19年4月から平成20年3月まで 5,400円
 - (3) 平成20年4月から平成21年3月まで 3,600円
 - (4) 平成21年4月から平成22年3月まで 1,800円
- 3 改正後の企業職員の給与に関する規程の規定にかかわらず、平成18年4月から平成19年6月までの間は、熱量変更の調整作業に従事した職員に改正前の企業職員の給与に関する規程の規定による熱量変更作業手当を支給し、その額は、1日につき1,000円とする。
- 4 平成18年4月から平成22年3月までの間における改正後の第13条の規定の適用については、同条中「地域手当の月額」とあるのは、「地域手当の月額、企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成18年公営企業管理規程第5号）附則第2項に規定する業務手当の月額」とする。
- 5 この規程の施行の際現に存する改正前の様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第6号

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事及び技師の職務
2 級	困難な業務を行う主事及び技師の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務
4 級	1 課長補佐の職務 2 前号に相当する職務 3 困難な業務を分掌する主査の職務 4 特に困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 前号に相当する職務
6 級	1 課長の職務 2 特に重要な業務を処理する課長補佐の職務 3 前2号に相当する職務
7 級	1 部長の職務 2 特に重要な業務を所掌する課長の職務 3 前2号に相当する職務
8 級	1 特に困難で重要な業務を所掌する部長の職務 2 前号に相当する職務
9 級	1 副局長の職務 2 前号に相当する職務

備考 この表は、他の級別標準職務表の適用を受けない職務について適用する。

別表第2 (第2条関係)

技能労務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 技能職員の職務 2 業務職員の職務
2 級	1 相当の技能を必要とする技能職員の職務 2 相当の経験を必要とする業務職員の職務
3 級	1 高度の技能及び特に高度の技能を必要とする技能職員の職務 2 高度の経験を必要とする業務職員の職務及び業務職員の主任の職務
4 級	1 技能職員の主任の職務 2 業務職員の主査及び高度の経験を必要とする業務職員の主任の職務
5 級	1 技能職員の主査及び高度の技能を必要とする技能職員の主任の職務 2 高度の経験を必要とする業務職員の主査及び特に高度の経験を必要とする業務職員の主任の職務
6 級	1 高度の技能を必要とする技能職員の主査の職務 2 特に高度の経験を必要とする業務職員の主査の職務

別表第3 (第2条関係)

技能労務職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
技能職員	高 校 卒	0	1 1	2 3	別に定める	別に定める	別に定める
	中 学 卒	0	1 1	2 3	別に定める	別に定める	別に定める
業務職員	中 学 卒	0	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める

備考

1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。

(1) 技能職員

運転技士 技能技士

(2) 業務職員

業務士

2 運転技士で、その者の有する学歴免許等の資格が基準規則別表第3学歴免許等資格区分表の「高校卒」に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。

3 運転技士にこの表を適用する場合における当該職員の経験年数は、その免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第4中

1 級10号給
1 級 7 号給
1 級 6 号給から 1 級25号給まで

を

1 級37号給
1 級25号給
1 級17号給から 1 級93号給まで

に改める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市液化石油ガス供給に関する規程(昭和63年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1南森本供給地点群の項を次のように改める。

南森本供給地点群	(1) 南森本町の供給地点 ア 南森本町リ105番地8 ~ 105番地18 105番地21 ~ 105番地27 105番地30 ~ 105番地120 イ 南森本町カ38番地1 38番地3 ウ 南森本町又12番地1 12番地2 13番地1 13番地6 13番地8 (2) 塚崎町の供給地点 塚崎町ハ105番地6 ~ 105番地44 114番地	148
----------	---	-----

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

金沢市簡易ガス工作物保安規程(昭和50年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第8条の2」を「-第8条の3」に改める。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 兼務ガス主任技術者は、特定製造所に係るガス工作物に関して災害の発生の防止のための応急の措置をとるために必要な知識、技能及び経験を有し、かつ、当該特定製造所に30分以内(1容器当たりの貯蔵能力が5トン以上のものを設置する特定製造所にあつては、10分以内)に到達できる者を指名する。

第8条第1項ただし書中「次条に」の次に「、特定製造所に係るガス工作物の災害防止のための応急措置に従事する者に関するものについてはこの条のほか第8条の3に」を加え、「及び第24条の3」を削る。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(特定製造所に係るガス工作物の災害防止のための応急措置に従事する者に対する保安教育及び訓練の実施)

第8条の3 保安管理者は、特定製造所に係るガス工作物の災害防止のための応急措置に従事する者に対する保安教育及び訓練の計画を毎年作成し、年1回以上当該計画に従い、保安教育及び訓練を実施するものとする。

- 2 前項の保安教育及び訓練の内容は、原則として次に掲げるものとする。

(1) 特定製造所に係るガス工作物の災害防止のための措置に関する知識及び技能の習得向上に関する事項

(2) 特定製造所に係るガス工作物の災害防止のための需要家及び関係機関への対応に関する事項

第9条第3項中「第5号」を「第4号」に改め、第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 耐圧試験

第9条第4項中「認定を」を「登録を」に、「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改める。

第18条(見出しを含む。)中「耐圧試験及び」を削る。

第19条第2項中「第5号」を「第4号」に改める。

第28条の7第2項中「5強以上6強未満」を「5弱以上」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市企業局巡視規程及び金沢市企業局浄水場宿直勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市企業局巡視規程及び金沢市企業局浄水場宿直勤務規程の一部を改正する規程

(金沢市企業局巡視規程の一部改正)

第1条 金沢市企業局巡視規程(昭和28年公営企業訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

巡 視 箇 所	巡 視 要 領
港エネルギーセンター	1 巡視は、業務の指導に重点を置くものとする。 2 巡視の要目は、おおむね次のとおりとする。 (1) 清潔及び整頓 (2) 簿冊の整理
末浄水場	
犀川浄水場	
発電管理センター	

城北水質管理センター	(3) 機械、器具等の保存及び手入れ
西部水質管理センター	(4) 施設の状況
臨海水質管理センター	(5) 作業の実態
ガス、水道、発電、工業用水道及び公共下水道に係る工事箇所	当該工事の進捗状況及び当該工事に従事する職員の勤務状況を視察し、必要な指導を行う。

(金沢市企業局浄水場宿直勤務規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局浄水場宿直勤務規程(昭和48年公営企業訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「又は浄水センター所長」を削る。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年(2006年)3月31日 印刷
平成18年(2006年)3月31日 発行

定価 120円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄